取手市内で建築・開発行為等を行う場合の協議事項

R8.7　取手市役所建築指導課

1,000㎡以上の敷地を有する建築物	取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例	水とみどりの課
急傾斜地崩壊危険区域内に建築する場合	取手市建築基準条例	竜ケ崎工事事務所
開発行為をする場合	開発行為に関する公共公益施設整備指導要綱	建築指導課
敷地が42条2項の道路や43条2項2号の空地に接している場合	狭あい道路事前協議	建築指導課
旅館等を建築する場合	ラブホテル建築規制に関する条例	建築指導課
道路の位置の指定を受ける場合	道路位置指定指導要綱	建築指導課
建設リサイクル法の届出	建設リサイクル法	建築指導課
特別特定建築物（2,000㎡以上）	バリアフリー法	建築指導課
葬祭場の建築等をする場合	取手市葬祭場の設置に関する指導要綱	建築指導課
高さ10mを超える建築物（中高層建築物）を建築する場合	中高層建築物指導要綱 ※自己用住宅を除く	建築指導課
	テレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱	建築指導課
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域内で軒の高さが7m超又は地階を除く階数が3以上の建築物を建築する場合	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	市民協働課
商業地域、近隣商業地域における自転車駐車場の設置義務について	自転車放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	安全安心対策課
粉じん、騒音、振動等を伴う工事等を行なう場合	公害防止条例	環境対策課
300㎡以上の盛土を行う場合	土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	環境対策課
し尿浄化槽を設置する建築物の場合	浄化槽明細書の提出(50人以下）	環境対策課
集合住宅又は一団の住宅（2戸以上）又は延べ面積3,000㎡以上の建築物	取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び取手市小規模住宅等におけるごみ集積所の設置及び収集開始に関する事務取扱要綱	環境対策課
建物内の店舗面積が1,000㎡を超える場合	大規模小売店舗立地法	産業振興課
中小企業が事業所を建築する場合	取手市産業活動支援条例	産業振興課
埋蔵物、文化財について	開発行為の完了区域を除く全ての建築物が対象	埋蔵文化財センター
排水放流及び道路掘削等について		管理課
取手駅北土地区画整理事業地内の建築行為等		都市整備課
地区計画区域内の建築行為等（取手駅西口）	取手市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	中心市街地整備課
地区計画区域内の建築行為等（取手駅東口、藤代駅南口、ゆめみ野）	取手市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	都市計画課
集落地区計画区域内の建築行為等（紫水）	取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例	都市計画課
高さが9mを超えかつ延べ面積が2,000㎡を超える建築物、15mを超える工作物、5mを超える擁壁等	茨城県景観形成条例	都市計画課
駐車場整備地区内の1,000㎡以上の建築物	取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	都市計画課
都市機能誘導区域外で、病院、商業施設、金融機関、子育て支援施設などの建築行為・開発行為をする場合	立地適正化計画に基づく届出	都市計画課
都市機能誘導区域内で、病院、商業施設、金融機関、子育て支援施設などの休廃止をする場合	立地適正化計画に基づく届出	都市計画課
居住誘導区域外で、3戸以上の住宅の建築目的の開発行為、または3戸未満の住宅の建築目的で規模が1,000㎡以上の開発行為をする場合	立地適正化計画に基づく届出	都市計画課
居住誘導区域外の建築行為で、3戸以上の住宅の新築、または3戸以上の住宅への改築、用途変更をする場合	立地適正化計画に基づく届出	都市計画課
公共的施設・特定公共施設を建築する場合	茨城県人にやさしいまちづくり条例	障害福祉課
市街化区域の敷地内に雨水浸透施設を設置する場合	取手市雨水浸透施設設置補助金交付要綱	排水対策課
守谷市の公共下水道に放流する場合	守谷市公共下水使用に伴う事務取扱い要領	排水対策課
キャバレー・パチンコ等風俗営業等に関する建築物の場合	風俗営業等の規制及び業務の適正化等関する法律	取手警察署